

# 施工時期の平準化への取組み

岐阜県 県土整備部 技術検査課

## 1. はじめに

地域の雇用と経済を支える基幹産業である建設業は、県民の生活や経済活動の基盤となる社会資本整備の担い手であるとともに、社会資本の維持管理、災害時の応急復旧や除雪活動など、地域防災の担い手でもあります。

しかしながら、これからの日本において人口が減少し、建設業をはじめとするすべての産業で担い手不足が懸念されている中で、地域社会の安全・安心を支える建設業が、健全な経営基盤を維持し、さらに建設業に携わる者が、将来に向かって「希望」と「誇り」を持って地域で活躍していくことが担い手の確保にも繋がり、持続的な県土の発展に寄与するものと考えています。

そのために、本県では、

- ① より安定的な企業経営を可能とするため、中長期的にわたる安定的な公共事業予算を確保すること
- ② ダンピング受注対策はもとより、現場の実態に合った予定価格の設定と過度な需要の集中による人件費・資機材の高騰を回避するといった適正な利潤を確保すること
- ③ 建設業の担い手を確保するため、魅力ある労働環境を整備していくこと

といった3つの視点に着目し、具体的には、適正な労務・資材単価の設定及び施工時期の平準化等、建設産業を取り巻く様々な環境の改善に取り組んでいます。

次項にて、その中で特に重視して進めている「施工時期の平準化」についてご紹介します。

## 2. 施工時期の平準化

年度内の工事量の偏りを解消する「施工時期の平準化」について、平準化による年間を通した工事量の安定化は、発注者側では、人材・資材の効率的な活用による入札の不調・不落対策、中長期的な公共事業の担い手確保対策などが挙げられます。また、受注者側では、企業経営の健全化（人材・資材の効率的な活用他）、労働者の処遇改善（休日の確保他）、生産性の向上（稼働率向上による建設機械保有等の促進他）などの様々な効果が期待されています。

そのため、本県では、「施工時期の平準化」が担い手確保をはじめとした建設産業を取り巻く環境の改善に効果があると考えています。

### 3. 施工時期の平準化への取組み

そこで、本県では、主に以下の取組みを行い、「施工時期の平準化」を実施しています。

#### (1) 債務負担行為の活用

年度当初時期の工事量の減少を緩和するため、平成 26 年度からゼロ県債を 12 月補正予算で設定しています。また、平成 27 年度からは調査設計業務についても対象としています。

#### (2) 速やかな繰越手続

当該年度で完成しないことが明らかな工事については、平準化の観点からも速やかな対応とするため、平成 27 年度から繰越明許費の設定時期を 12 月補正予算時点から 9 月補正予算時期に繰り上げて行っています。

#### (3) 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

平成 26 年度から、受注者が最大 90 日間で工事開始日を選択することができる「フレックス工期による契約方式」を県土整備部発注の一部工事において実施しています。

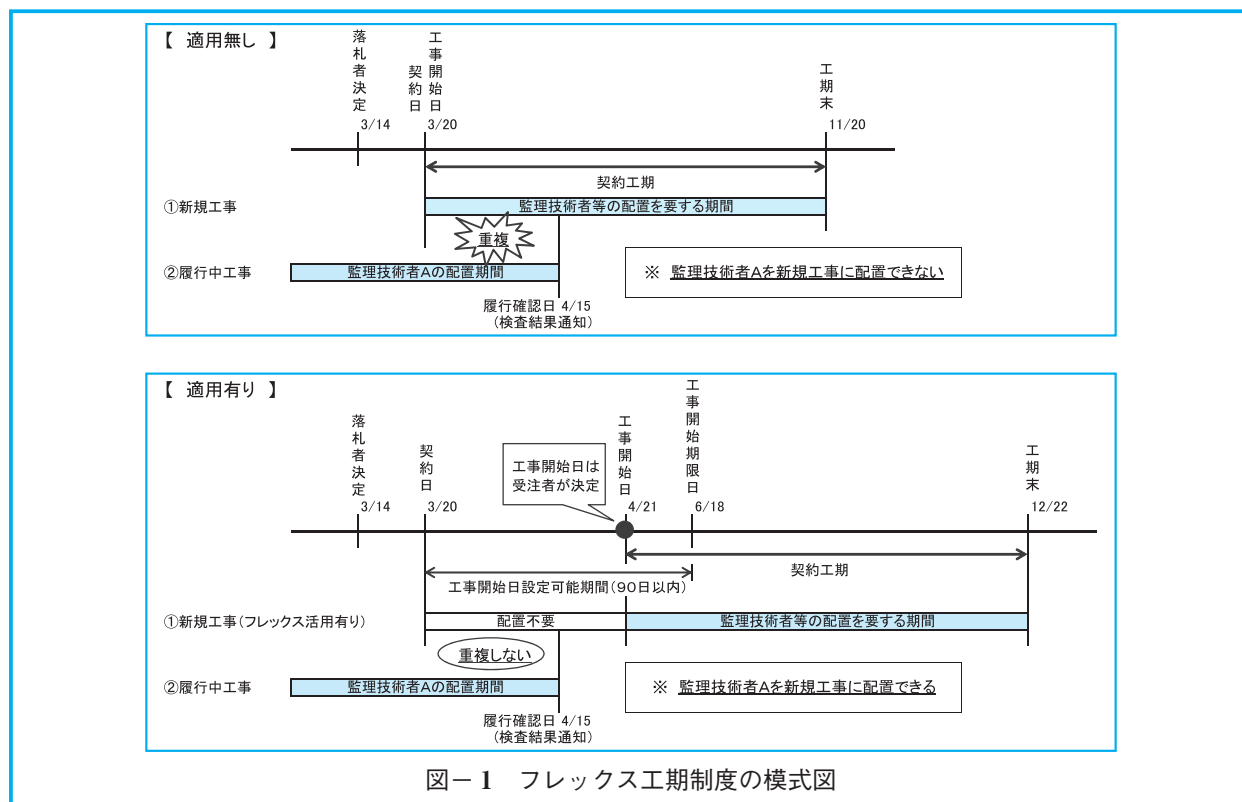
### 4. フレックス工期による契約方式

「施工時期の平準化」の取組みのうち、「フレックス工期による契約方式」については、受注者側での企業経営の健全化、労働者の処遇改善及び生産性の向上などに直結する取組みであり、より「施工時期の平準化」への効果が高いと考えていることから、より詳しく紹介します。

#### (1) 本契約方式の概要

本県では、受注者が工事開始日を余裕期間内（最大 90 日間）で選択できる「任意着手方式」としています。

受注者が余裕期間を選択する場合は、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しません。また、契約日から工事開始の前日までの期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととしています（図-1）。



## (2) 本契約方式の効果

「フレックス工期による契約方式」は、主に以下の3つの効果があると考えられています。

### ① 監理技術者等の不足による不調・不落対策

入札時において他の工事により監理技術者等の配置が困難な場合でも、受注機会を逃すことなく受注できる可能性が高くなる。

### ② 経営の改善

工事着手時期を手持ち工事の状況に合わせ調整できることから、仕事の空白期間を生じることなく有効に人材を活用することができる。

### ③ 労働環境の改善

手持ち工事量の集中を受注者自らが調整できることから、過度な労働集中による労働環境の悪化を改善できる可能性がある。

## (3) 本契約方式の適用・活用

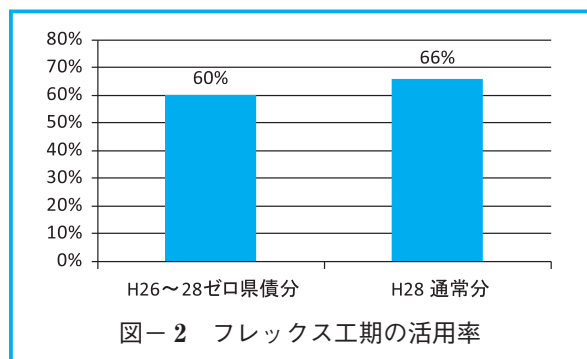
本契約方式は、当初はゼロ県債工事のみの適用として、平成26年度から開始しました。

平成26年度から28年度のゼロ県債工事45件で適用したところ、60%の27件で受注者において活用がありました。

一方、平成26年度適用工事の入札参加者へのアンケート結果では、対象工事に関する希望において、「ゼロ県債以外への拡大」が約60%ありました。

さらに、業界からも更なる拡大の要望があったことから、平成28年度からは適用範囲を拡大し、ゼロ県債以外でも適用できることとしました。

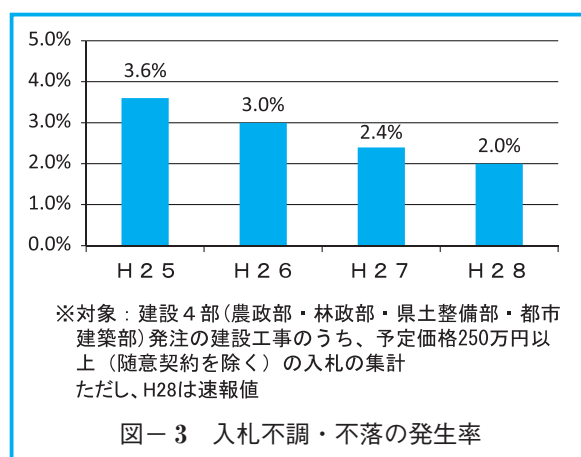
その結果、平成28年度のゼロ県債以外の通常分工事41件で適用したところ、約66%の27件となり、ゼロ県債工事とほぼ同等の活用がありました（図-2）。



## 5. 施工時期の平準化への取組みの効果

「施工時期の平準化」の効果の一つとして、近年の入札不調・不落の発生率の推移が挙げられます。

不調・不落の発生率は、平成25年度に3.6%であったものが、平成28年度（速報値）には2.0%と年々減少傾向にあることから、「施工時期の平準化」による一定の効果が上がっているのではないかと考えます（図-3）。



## 6. 施工時期の平準化への今後の取組み

今後も「フレックス工期による契約方式」をはじめとした「施工時期の平準化」への取組みを進め、その効果について検証します。

また、公共工事の発注は、市町村において多く行われていることから、市町村における「施工時期の平準化」の取組みが重要となります。

そのため、本県では、中部ブロック発注者協議会及び岐阜県公共事業執行共同化協議会において、国、県及び市町村との連携を図っており、これらの協議会を通じて、国及び本県における「施工時期の平準化」の取組みを紹介することにより、市町村への普及啓発を進めます。